



「保安方針、保安目標、保安計画評価月間」

3月1日～31日にあたって

平成31年2月
那覇産業保安監督事務所
所長 玉城 秀一

鉱山で働く皆様、毎日のお仕事ご苦労様です。

さて、沖縄鉱山保安対策委員会では、3月1日～31日までの間を「保安方針、保安目標、保安計画評価月間」として定め、保安運動を展開します。

当事務所では、昨年4月の保安運動「保安方針、目標、計画策定月間」から始まり、鉱山保安マネジメントシステムや各種研修等によって、皆様の鉱山保安に係る計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)の繰り返しによる保安体制向上のための支援を行ってまいりました。同様に、各鉱山におきましても年度の最終月である3月は、保安確保のために取り組んだ1年間の内容や成果を確認・評価をしていただきたいと思います。

鉱山事業者はもとより全ての鉱山労働者が、この運動の主旨を理解され、1年間の振り返りを行いその内容を共有できる場を設けて、次年度の更なる保安体制の改善・向上に繋げるようお願いいたします。

- ★ 保安方針、目標、計画を鉱山労働者に周知し、実行・達成しましたか？
 - ・口頭、文書、電子メール等によって鉱山労働者への周知
 - ・文書、ポスター等での掲示、コンピュータネットワークでの掲示等
 - ・保安計画の実施結果の具体的な記載状況・記録状況
- ★ 保安目標、計画の実行、達成について評価し、必要な見直しを行いましたか？
 - ・保安計画に基づき実行した取組の達成(実施)状況の定量的評価
 - ・達成(実施)できなかった場合の原因調査と改善状況
 - ・実施状況の定期的な監査等での確認及びその取組の改善、見直し状況
 - ・定期的監査等の確認結果を踏まえた手順等全体の仕組みそのものの評価(有効性評価)
 - ・手順等の仕組み全体を見直すための手順書の策定状況
 - ・仕組み等の評価・改善に当たっての保安委員会意見の反映状況
 - ・評価や改善、見直し結果の記録状況

<平成30年度 鉱山保安標語準入选作品>

災害は小さな油断と手抜きから 正しい手順とルールを守り

繋がる安全 防ぐ事故

幸地 功 (大光鉱山)

保安運動「保安方針、保安目標、保安計画評価月間」の 実施要領

平成 31 年 2 月
沖縄鉱山保安対策委員会

1. 期 間

平成31年3月1日(金)～31日(日)までの1月間

2. 保安運動の趣旨

本運動は、沖縄鉱山保安対策委員会を推進母体とし、重点目標及び期間を定め、保安運動を展開して鉱山の保安意識の高揚を図り、特に本月間では、保安方針、保安目標の達成のために立案した保安計画が計画どおり実行されているか、期待する効果が現れているかを評価し、次の取組につなげていくことを目的とする。

3. 各鉱山の実施事項

- (1) 保安方針、目標、計画の鉱山労働者への周知、実行・達成
 - ・ 口頭、文書、電子メール等により鉱山労働者に周知したか。
 - ・ 文書、ポスター等の掲示若しくはコンピュータネットワークで掲示する等いつでも閲覧可能な状態にしているか。
 - ・ 保安計画の実施結果が具体的に記載・記録されているか。
- (2) 保安目標、計画の実行、達成についての評価、必要な見直し
 - ・ 保安目標の達成状況、保安計画に基づいて実行した取組の実施状況について、定量的に評価したか(パフォーマンス評価)。
 - ・ 達成(実施)できなかった場合、原因を調査し、達成するために改善等を実施したか。
 - ・ MSにおける各種取組が適切に実施されているか、定期的に監査等で確認を行い、必要がある場合はその取組の改善、見直しを行ったか。
 - ・ 定期的な監査等での確認結果を踏まえ、手順等の全体の仕組みそのものを評価したか(有効性評価)
 - ・ 手順等の仕組み全体を見直すための手順はあるか。
 - ・ 全体の仕組み等の評価・改善に当たり、保安委員会又は鉱山労働者代表の意見を反映したか。
 - ・ 評価や改善、見直し等した結果は、記録しているか。

4. 各地区鉱山保安対策委員会の実施事項

保安対策委員長が中心となり、保安運動推進班を編成し、地区内鉱山の保安方針、保安目標、保安計画の評価実施を推進する。

また、保安方針、保安目標、保安計画を策定した地区では、その実施結果を評価する。

5. 那覇産業保安監督事務所の実施事項

(1) 所長メッセージ及び推進票を鉱山に配布する。

(2) 必要に応じて監督官を派遣し、各地区保安対策委員会の支援をする。

